

体験型
環境学習

「小瀬川干潟観察会」参加者募集



見て・
知って・
感じて

問い合わせ 環境整備課 ☎59-2154

花のまちづくりを始めてみませんか

春季 花 いっぱい運動



問い合わせ
公衆衛生推進協議会事務局(リサイクルセンター内)
☎59-2112

きれいで快適なまちづくりを積極的に推進するため、沿道などの公共的な空間に花壇(市民花壇)を設置し、自主的に維持管理する団体に花の苗を配布します。

配布対象団体

市内在住または市内に通勤・通学する方3人以上で構成する非営利活動組織で、地域の環境美化活動に積極的に参加する意思があり代表者が明確な団体。

(例) 自治会、シニアクラブ、子ども会、学校、児童クラブ、保育所、ボランティアグループ、NPO法人、その他この運動のため新規に結成した団体など

市民花壇の場所

次の要件を全て満たしている場所とします。

○原則、市内の土地で道路などに面しており、多数の方が容易に鑑賞できる。
○国や地方公共団体または民間の助成団体などが実施する財政的支援の対象となっていない。
○土地の管理者などの許可・承諾が得られている。

花苗の種類(予定)

ペチュニア、マリーゴールド、日草(種類は変更になることがあります)

配布限度数 1㎡当たり16ポット、1団体当たり300ポット

私たちが住んでいる地域の環境について関心を持ってもらうため、「小瀬川干潟観察会」を開催します。
干潟には、エビ、カニ、貝などさまざまな生き物が生息しています。これらを採取し観察することで、海や川のきれいさ、干潟の役割など自然環境の大切さを体験しながら学ぶことができます。

とき

7月20日(土)14時～17時(小雨決行)
※悪天候で屋外での活動が難しい場合は、事前に採取した生きものを用いて屋内で学習会を開催します。

大雨警報が発表されるなど、災害の危険性が発生している場合は中止とします。

ところ 集合…リサイクルセンター(東栄3丁目4)、小瀬川河口

対象 市内在住または通勤・通学している方とその家族(小学校3年生以下は保護者同伴)

定員 40人(申込順)

申し込み 5月8日(水)9時から31日(金)17時までに、電話、または電子申請で、環境整備課へ。



電子申請はこちらから。

おたけ。ごみ事情 No.70

合言葉は「もったいない」減らそう！食品ロス！

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎5251101

食品ロスとは

「食品ロス」とは、手つかずの食品や食べ残しなど、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

食品ロスの現状

令和元年10月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国や自治体、事業者などが、それぞれ食品ロスの削減に取り組んでいます。

また、環境省の令和4年度の推計では、食品ロスは、約523万トンとなっています。

食品ロスを減らそう

食品ロスは、一人一人が「もったいない」という意識を持ち、日常生活のちよつとした行動で削減できます。みんなで食品ロスの削減に取り組みましょう。

配布時期 6月中旬から下旬

申し込み

5月1日(水)～16日(木)までに公衆衛生推進協議会事務局、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの申込書に記入し、公衆衛生推進協議会事務局に提出してください。

無料送迎バスを運行

■停車場所

玖波公民館、市役所本庁、総合市民会館、アゼリアおたけ、栄公民館

■定員

28人(申込順)

※車でお越しの方はリサイクルセンターに駐車してください。



毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

5月のテーマ

外出時は自転車や公共交通機関を利用しよう！



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

災害時の 避難場所・避難所の一覧を 配布します

問い合わせ 危機管理課 ☎ 592119

令和6年度版の「大竹市緊急避難場所・指定避難所一覧」(A3 水色)を、市広報5月号と一緒に全戸配布しています。自宅の地域の避難場所を確認し、対応する災害や開設されるタイミングを、今一度しっかり確認してください。

「自分の命は自分で守る」が基本

いざという時、とっさの判断や行動で身を守るのは自分自身です。日頃からの備えや意識が自分の身を助けます。

ハザードマップで危険箇所を確認したり、避難場所や避難経路についてあらかじめ調べたりしておきましょう。地域の防災訓練などに参加して実際に行動してみると、気が付かなかった点も見えてくるかもしれません。

また、防災行政無線は、気象状況によって聞こえにくいこともありま
すので、テレビやラジオ、市の防災情報メール、災害情報テレホンサービスなど、できる限りの手段を活用し、防災情報を取得してください。

市の防災情報メールの登録を

防災行政無線の内容や、市からのお知らせが登録メールに配信されます。

登録手順

- ①QRコードを読み取り、空メール(件名・本文不要)を送信。
- ②数分以内に、返信メールが届きますので、本文に記載されたアドレスにアクセスして、登録ページへ。
- ③配信を希望する情報(防災情報・防犯情報・気象情報等)を選択し、「次へ」を押して登録内容を確認。
- ④登録を確定すると、完了メールが数分以内に届きます。



防災情報メールの登録用QRコード

※コードの読み取りができない方は、下記アドレスに空メールを送信してください。
bousai.otake-city@raidten.ktaiwork.jp
※お使いのスマホや携帯電話に、迷惑メール防止設定などがされていると、メールが届かない場合があります。
otake-city@raidten.ktaiwork.jpからのメールを受信できるよう設定してから操作してください。

【災害情報テレホンサービス】

防災行政無線が聞き取れなかった場合、こちらの電話番号(無料)から内容を聞くことができます。

フリーダイヤル
0120-590-131

自力での避難が 困難な方の 支援に取り組んでいます。

問い合わせ
危機管理課 ☎59-2119

避難行動要支援者とは

市は、災害時に自力で避難が難しい在宅の高齢者や障害者など、次の

いずれかの要件に該当する方を避難行動要支援者として、支援に取り組んでいます。

ア 70歳以上のひとり暮らしの方、または75歳以上のみの世帯の方

イ 身体障害者で身体障害者手帳の障害の程度が1級または2級の方(聴覚、視覚、音声・言語機能障害については1級から6級の方)

ウ 知的障害者で療育手帳の障害の程度がAまたはAの方

エ 精神障害者で精神保健福祉手帳の障害の程度が1級の方

オ 介護保険の要介護認定が3以上の方

カ アからオに準ずる状態にある方で、支援が必要と判断される方

要支援者の名簿を作成

避難行動要支援者のうち、支援に同意した方を対象とした名簿を作成し、民生委員、自治会、消防団、警察などの避難支援関係機関に情報を提供し、災害時に安否確認や避難の付き添いなどを地域で支援する仕組みづくりを進めています。

詳しくは、危機管理課へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

トップページから、「避難行動要支援者避難支援制度」で検索してください。

就職・転職・退職・結婚… 人生の変わり目には届け出を

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141



国民年金は日本に住む20歳から60歳未満の全ての人が加入することになっています。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種別が変わったときには、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受け取れなくなったりする場合があります。

なお、届け出の内容により、届け出先が異なりますので注意してください。

	こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの	注意事項
1	20歳になったとき	手続きは不要です。ただし、第3号被保険者に該当する方は手続きをしてください。	第3号被保険者に該当する方 ⇒ 配偶者の勤務先	第3号被保険者になる方 ⇒ 配偶者の勤務先に問い合わせてください。	20歳の誕生日が過ぎた後に保険料納付書、年金番号通知書等が郵送されます。
2	会社を退職したとき (60歳未満の方) ※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続きをしてください。	保健医療課、各支所	・年金番号が分かるもの ・離職票または資格喪失証明書(退職年月日が分かるもの)	退職された方が60歳以上でも、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、手続きが必要です。
3	配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続きをしてください。	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください。	
4	配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者からの種別変更手続きをしてください。	第3号被保険者から第1号被保険者⇒保健医療課、各支所 第3号被保険者から第2号被保険者⇒ご自身の勤務先	・年金番号が分かるもの ・資格喪失証明書	加入する年金の種別によって、届け出先が異なるので注意してください。
5	年金手帳、基礎年金番号通知書を無くしたとき	基礎年金番号通知書の再交付の手続きをしてください。 ※年金手帳の再交付はしていません。	第1号被保険者 ⇒ 市役所 または広島西年金事務所 第2号被保険者 ⇒ ご自身の勤務先 第3号被保険者 ⇒ 配偶者の勤務先	本人を確認できるもの (免許証など)	市役所で受け付けの場合は3週間程度、広島西年金事務所はその日に発行可能です。
6	保険料を納めるのが困難なとき(第1号被保険者)	保険料免除の申請をしてください。	保健医療課、各支所	・年金番号が分かるもの ・(失業の場合)雇用保険受給資格者証または離職票 ・(学生の場合)在学期間が分かる学生証または在学証明書原本	免除の申請は2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。

【年金の種別】
「第1号被保険者」：自営業者、学生、無職などの方
「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員などの方
「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者
※年金番号の代わりにマイナンバーでの手続きも可能です。
手続きには、本人確認(「身元確認」と「番号確認」)が必要です。
以下のどちらかで確認します
①マイナンバーカード
②マイナンバー通知カードと身分証明書(免許証など)

「重要土地等調査法」に基づく 特別注視区域の指定

問い合わせ
内閣府重要土地等調査法コールセンター
☎0570-001-125

「重要土地等調査法」に基づき、4月12日、市内の一部の区域が特別注視区域として指定されました。5月15日の施行日後は、指定された区域内の土地・建物で、防衛関係施設などの機能を阻害する行為が行われることを防止するため、内閣府が調査を行います。また、特別注視区域内で面積が200㎡以上の土地・建物の売買などをする際には、事前の届け出が必要になります。

詳しくは内閣府のホームページを参照するか、コールセンターまで問い合わせてください。

【特別注視区域】

「岩国航空基地」「岩国飛行場」およびその関連施設を中心とした周囲おおむね1000mの区域で、阿多田島の一部と甲島の全域も該当します。

子どもを乗せた 自転車の転倒に注意！

正義の味方
引っかからないカモくん



問い合わせ

◆消費生活センター（産業振興課内） ☎573236

【相談日】 火・金曜日（祝日・年末年始を除く）

9時～12時・13時～16時

◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）

ひびくと アドバイス

【事例1】
自転車の前席と後席に子どもを1人ずつ乗せていた。自転車を停車して、前席に子どもを乗せたまま、後席から子どもを降ろしたところ、自転車ごと右側に倒れ、前席の子どもが座席から落ちてしまった。顔を打撲し鼻やあごに擦り傷を負った。（当事者…3歳）

【事例2】

電動自転車の幼児用座席に子どもを乗せたまま、短時間、自転車を離れた。その間に子どもが自転車の上で立ち上がってしまい、自転車ごと倒れた。子どもはヘルメットを着用していたので、けがはなかったが危なかった。（当事者…1歳）

自転車の乗車用ヘルメットは安全が確認されているマークの表示があるものを選びましょう

令和5年4月1日から道路交通法一部改正により、全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課され、また7月1日からは、特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）の利用者にも乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されました。製品安全協会が定めた基準への適合を示すSGマーク、日本自転車競技連盟が定めた基準への適合を示すJCFマークなどを表示した商品が販売されていますので、ヘルメットを購入する際は、これらの安全が確認されたマークのある製品を選びましょう。（くらしのフレッシュ便令和5年10月号より）

ヘルメットのマークについてはこちらから。



令和6年度児童福祉週間標語
すきなこと
どんどんふやして
おおきなあれ
児童福祉週間・月間

問い合わせ
福祉課 ☎59-2148

申請期限が
迫っています。

物価高騰対策給付金

（住民税均等割のみ課税世帯）（こども加算対象世帯）

問い合わせ 地域介護課

☎592152

支給対象者

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯や、物価高騰対策給付金の対象者のうち18歳以下の扶養児童がいる世帯に対して、負担軽減のための支援を行っています。

【住民税均等割のみ課税世帯】

支給額 1世帯あたり10万円

支給対象者

次の両方に該当する世帯

①令和5年12月1日時点で大竹市に住んでいる。

②同一の世帯に属する方全員の住民税の所得割が非課税となっている。

（住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は除く）

※住民税非課税世帯（7万円給付金の対象世帯）は対象外です。

手続き

該当すると思われる方には確認書を送っています。内容を確認し、返してください。

返送期限 5月31日（金）

【こども加算対象者】

支給額

18歳以下の扶養児童1人あたり5万円

中小企業人材育成事業 助成金

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2131

中小企業に勤めている方が技能講習などを受講した際の費用の半額を助成する制度です。

※助成金の申請は、申込順です。予算の額を超える場合は、受け付けができない場合があります。

助成対象者 市内で事業を営む中小企業者（市税などの滞納がない事業者）

※市外の事業所などに勤務している方が受講した費用は対象外です。

対象費用 令和6年度中に左記の対象研修または下表の対象技能講習を受講し、修了した場合の受講料および教材費

対象研修 中小企業大学校広島校が実施する研修

助成金額 技能講習費用（受講料・教材費）の半額（1000円未満切り捨て）で、1助成対象者あたり上限額20万円

申し込み 令和7年3月31日までに産業振興課へ。

技能講習表

1	木材加工用機械作業主任者技能講習	15	はい作業主任者技能講習	29	フォークリフト運転技能講習
2	プレス機械作業主任者技能講習	16	船内荷役作業主任者技能講習	30	ショベルローダー等運転技能講習
3	乾燥設備作業主任者技能講習	17	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	31	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
4	コンクリート破砕器作業主任者技能講習	18	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	32	車両系建設機械（解体用）運転技能講習
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	19	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	33	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
6	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	34	不整地運搬車運転技能講習
7	ずい道等の覆工作業主任者技能講習	21	鉛作業主任者技能講習	35	高所作業車運転技能講習
8	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	22	有機溶剤作業主任者技能講習	36	玉掛け技能講習
9	足場の組立て等作業主任者技能講習	23	石綿作業主任者技能講習	37	ボイラー取扱技能講習
10	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	24	酸素欠乏危険作業主任者技能講習	38	安全衛生推進者養成講習
11	鋼橋架設等作業主任者技能講習	25	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	39	衛生推進者養成講習
12	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	26	床上操作式クレーン運転技能講習	40	安全管理者選任時研修
13	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	27	小型移動式クレーン運転技能講習	41	職長等教育
14	採石のための掘削作業主任者技能講習	28	ガス溶接技能講習	42	職長・安全衛生責任者教育

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。また、広島県では、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに夢を育むことのできる社会づくりに向けて取り組んでおり、毎年5月を「児童福祉月間」と定めています。

子どもたちが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望を持って、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていくことがとても重要です。

大竹市でも、さまざまな子育て支援のサービスを実施しています。サービスの詳細については、市ホームページをご覧ください。また、市広報でも定期的に市内の子育て支援サービスの紹介をしています。